❷ 民事第一審通常訴訟事件の新受件数の推移

弁護士が関わることの多い地方裁判所・簡易裁判所の民事第一審通常訴訟と、増減の変化の大きい簡易裁判所の民事調停の新受件数の推移を見ると、民事第一審通常訴訟は地方裁判所・簡易裁判所ともに増加し続けていたが、2010年から減少に転じている。

他方、簡易裁判所の民事調停は、2003年をピークに減り続けている。

資料2-2-1-3　民事第一審通常訴訟新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）

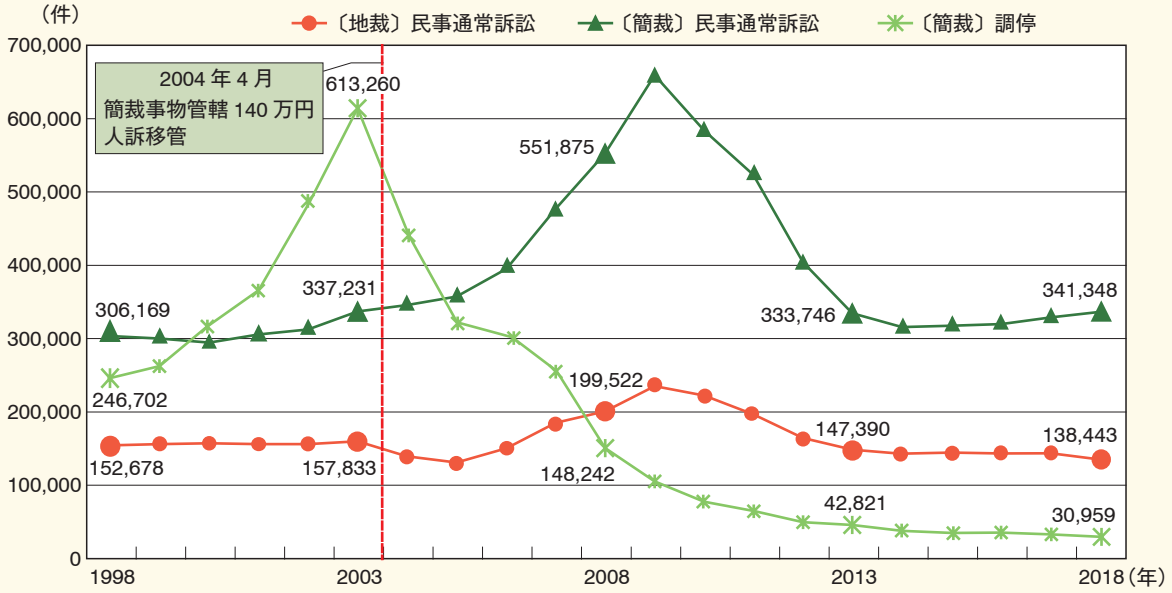

【注】1. 数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「民事・行政事件数－事件の種類及び新受、既済、未済－全地方裁判所及び地方裁判所別、全簡易裁判所及び地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。
2. 本項の地方裁判所における「民事第一審通常訴訟事件」とは、「通常訴訟事件」及び「人事訴訟事件」を指す。
3. 2004年4月1日から、簡易裁判所の事物管轄については140万円に引き上げられ、140万円以下の請求に係る事件については簡易裁判所の管轄になった。また、同年同月、人事訴訟は家庭裁判所の管轄となった。

次のグラフは、地方裁判所の民事第一審通常訴訟新受件数の推移について、過払金等以外事件と過払金等事件別にみたものである。新受件数が 2009 年を境に減少傾向にあるものの、過払金等以外の事件は近年ほぼ横ばいとなっていることに鑑みると、過払金等事件の減少が大きく影響しているものと考えられる。

資料2-2-1-4　民事第一審通常訴訟新受件数の推移－内訳別（過払金等以外・過払金等）－（地方裁判所）

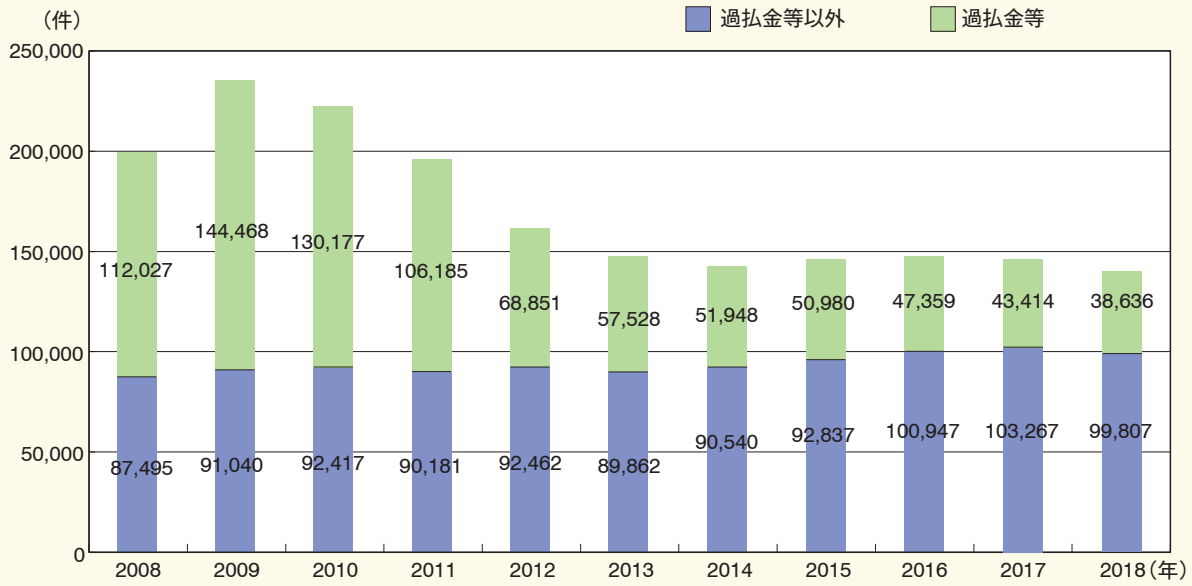

【注】数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。

簡易裁判所においては、過払金等事件は減少傾向にあり、2009 年のピーク時と比較すると、2018 年の同事件数は半分以下となっている。

資料2-2-1-5　民事第一審通常訴訟新受件数の推移－内訳別（過払金等以外・過払金等）－（簡易裁判所）

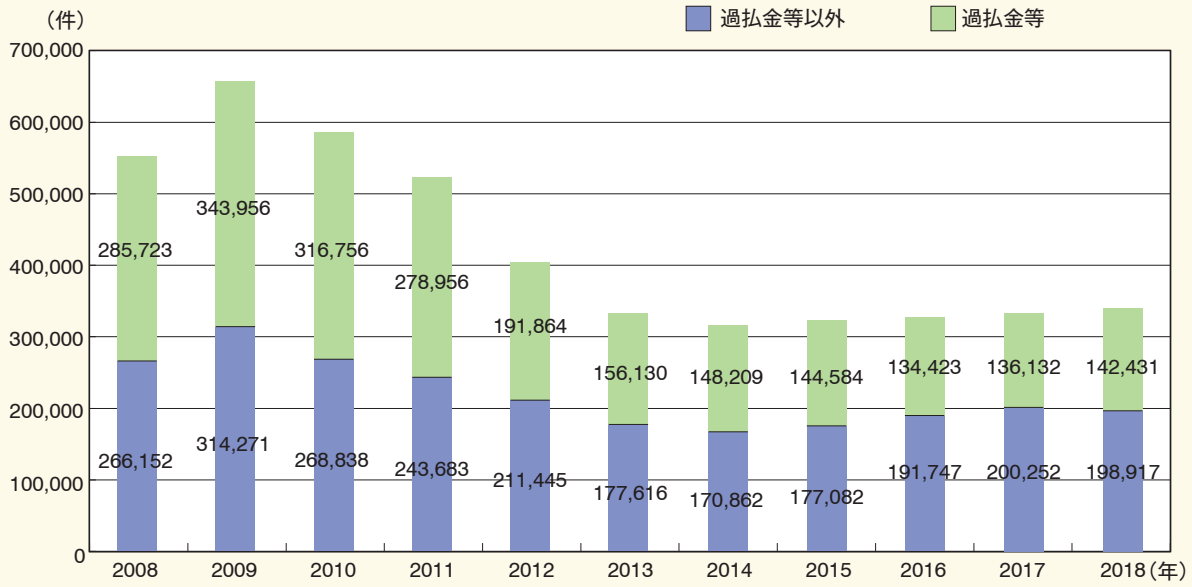

【注】1．数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。
2．過払金等事件とは、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等をいう。